

航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

航空自衛隊第2航空団司令（以下「甲」という。）と北海道知事（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的救護所として、乙が甲の管理地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際して甲の管理地内にSCUを設置及び運営する必要性が生じた場合は、甲へ承諾を得た上で、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の管理地内にSCUを設置することができる。

なお、設置期間及び場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。

3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（SCUの撤収）

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（敷地内への入出）

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の管理地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓 練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力に要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協 議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年 3月28日

甲 北海道千歳市平和無番地
航空自衛隊千歳基地
第2航空団司令 寺 崎 隆 行



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道
知事 高橋 は る み



航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

北海道エアポート株式会社旭川空港事業所長（以下「甲」という。）と北海道知事（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時の救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。

3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（SCUの撤収）

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（敷地内への入出）

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力に要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

(附則)

本協定は、令和2年10月1日から施行する。

令和 2 年 9 月 29 日

甲 上川郡東神楽町東2線16号98番地

北海道エアポート株式会社旭川空港事業所長

北野 俊勝



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道知事

鈴木 直道



「航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書」

北海道エアポート株式会社帯広空港事業所（以下「甲」という。）と北海道知事（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営する SCU での医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCU の設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際して SCU の設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請のうえ、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT 等」という。）と連携して、甲の敷地内に SCU を設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCU での医療救護活動が終了するまでの間、DMAT 等と連携して、SCU を運営するものとする。

3 乙は、SCU の設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（SCU の撤収）

第3条 乙は、SCU での医療救護活動が終了した場合は、DMAT 等と連携して、速やかに SCU を撤収する。

2 乙は、SCU の撤収に際して、必要に応じて甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（敷地内への入出）

第4条 甲は、SCU に参集する DMAT 等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時に SCU での医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCU の設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力に要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議のうえ、乙が負担する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和3年3月1日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年3月/日


甲 帯広市泉町西9線中8番地41
北海道エアポート株式会社 帯広空港事業所
帯広空港事業所長 美土路 純一



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道
知事 鈴木直道



航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書




北海道エアポート株式会社釧路空港事業所（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時の救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCUの設置及び運営）



第2条 乙は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SC

Uを運営するものとする。

- 3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(SCUの撤収)

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

- 2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(敷地内への入出)

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力を要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年10月 / 日

甲 北海道釧路市鶴丘2番地

北海道エアポート株式会社

釧路空港事業所長 袴田 慶



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道

知事 鈴木 直道



航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

根室中標津空港ビル株式会社（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SC

Uを運営するものとする。

- 3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(SCUの撤収)

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

- 2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(敷地内への入出)

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓 練)

第5条 甲及び乙は、災害時にS C Uでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、S C Uの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力に要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協 議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月29日

甲 標津郡中標津町北中16番地9

根室中標津空港ビル株式会社

代表取締役 西村 穰



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道

知事 鈴木 直道



航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

陸上自衛隊北部方面総監部（以下「甲」という。）、国土交通省東京航空局丘珠空港事務所（以下「乙」という。）、札幌市（以下「丙」という。）と北海道（以下「丁」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機により搬送し、治療を行うため、丁が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的救護所として、丁が札幌飛行場の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCUの設置及び運営）

第2条 丁は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要がある場合は、甲、乙、及び丙（以下「甲ら」という。）へ要請の上、承諾を得るものとし、甲らの活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）及びその他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、札幌飛行場の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、丁は甲らの指示に従うものとする。

2 丁は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。

3 丁は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲らに協力を要請し、甲らは、活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（SCUの撤収）

第3条 丁は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

2 丁は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲らに協力を要請し、甲らは、活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

（敷地内への入出）

第4条 甲らは、SCUに参集するDMAT等の札幌飛行場の敷地内への入出に際して、丁との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出の手続き及び敷地内の行動については、丁は甲らの指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 丁の要請に基づき、甲らが第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力に要した費用については、関係法令等に基づき、甲らとの協議の上、丁が負担する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

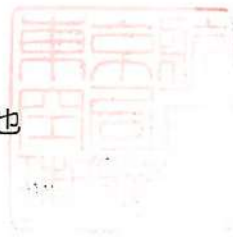
この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年12月20日

甲 北海道札幌市中央区南26条西10丁目1番1号
陸上自衛隊北部方面總監 沖邑 佳彦



乙 北海道札幌市東区丘珠町
国土交通省東京航空局丘珠空港事務所長 初貝 道也



丙 北海道札幌市中央区北17条西2丁目
札幌市長 秋元 克広



丁 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道知事 鈴木 直道



航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

オホーツク紋別空港ビル株式会社（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に關し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第 1 条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時の救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営する SCU での医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCU の設置及び運営）

第 2 条 乙は、航空医療搬送に際して SCU を設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT 等」という。）と連携して、甲の敷地内に SCU を設置することができる。



なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。

3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。



(SCUの撤収)

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。



(敷地内への入出)

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SC



Uの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力を要し

た費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。



(協 議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項について

は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日とする。ただし、

この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない

場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。



この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その

1通を保有する。



令和4年3月7日

甲 北海道紋別市小向19番地3

オホーツク紋別空港ビル株式会社

代表取締役社長 宮川 良一



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道

知事 鈴木 直道



航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

北海道エアポート株式会社函館空港事業所（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時の救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。

3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の



活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(SCUの撤収)

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(敷地内への入出)

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力を要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 北海道函館市高松町5-1-1番地

北海道エアポート株式会社

函館空港事業所長 八島 聡



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道

知事 鈴木 直道





航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

北海道エアポート株式会社女満別空港事業所（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要がある場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。

3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の

活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(SCUの撤収)

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(敷地内への入出)

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力に要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協議)





第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 北海道網走郡大空町女満別中央256番地3

北海道エアポート株式会社

女満別空港事業所長 小川 武利



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道

知事 鈴木 直道



航空搬送拠点臨時医療施設の設置及び運営に関する協定書

北海道エアポート株式会社稚内空港事業所（以下「甲」という。）と北海道（以下「乙」という。）は、航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。



（趣 旨）

第1条 大規模災害の発生等に伴い、被災地域で対応困難な重症患者等を被災地域外に航空機等により搬送し、治療を行うため、乙が各関係機関の協力の下で行う活動（以下「航空医療搬送」という。）に際して、患者の安定化を図るための臨時的救護所として、乙が甲の敷地内に設置及び運営するSCUでの医療救護活動等に関して、必要な事項を定めるものである。

（SCUの設置及び運営）

第2条 乙は、航空医療搬送に際してSCUを設置及び運営する必要が生じた場合は、甲へ要請の上、承諾を得るものとし、甲の活動に支障のない範囲において、DMAT（災害派遣医療チーム）、その他関係機関（以下「DMAT等」という。）と連携して、甲の敷地内にSCUを設置することができる。

なお、設置場所については、乙は甲の指示に従うものとする。

- 2 乙は、SCUでの医療救護活動が終了するまでの間、DMAT等と連携して、SCUを運営するものとする。
- 3 乙は、SCUの設置及び運営に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(SCUの撤収)

第3条 乙は、SCUでの医療救護活動が終了した場合は、DMAT等と連携して、速やかにSCUを撤収する。

2 乙は、SCUの撤収に際して、必要に応じ甲に協力を要請し、甲は、甲の活動に支障のない範囲において、これに協力するものとする。

(敷地内への入出)

第4条 甲は、SCUに参集するDMAT等の甲の敷地内への入出に際して、乙との調整により、円滑に実施できるよう努めるものとする。

なお、入出に際しての手続きについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、災害時にSCUでの医療救護活動が円滑に実施できるよう、SCUの設置及び運営等に係る訓練を連携して実施できるものとする。

(費用弁償)

第6条 乙の要請に基づき、甲が第2条第3項及び第3条第2項に規定する協力を要した費用については、関係法令等に基づき、甲乙協議の上、乙が負担する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、さらに1年間この協定は延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月25日

甲 北海道稚内市大字声間字声間6744番地

北海道エアポート株式会社

稚内空港事業所長 田所 昌弘



乙 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道

知事 鈴木 直道



